

## 議第五号議案

### 埼玉県議会会議規則の一部を改正する規則

埼玉県議会会議規則（昭和五十八年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができらる。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年三月二日提出

埼玉県議会議員

同 同

田並	木村	西山	小谷野	小島	宮崎	小林	神尾	山本	木下	中屋敷	梅澤	齊藤	秋山	萩原	岡地	岡	井上	安藤	飯塚	江原	細田	石川	須賀
尚明	勇夫	淳次	五雄	信昭	栄治郎	哲也	高善	正乃	高志	慎一	佳一	邦明	文和	一寿	優	重夫	航	友貴	俊彦	久美子	善則	忠義	敬史

提案理由

議員が会議に出席できないときをより明確にする等したいので、この案を提出するものである。